

埼玉県地域医療構想推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成に向けて、医療・福祉及びその他の関係者による協議を促進するとともに、構想の推進に必要な助言を受けるため、埼玉県地域医療構想推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 推進会議は、次の事項について検討、協議し、県及び各構想区域（以下「区域」とする。）に対し助言、提言を行うものとする。

- (1) 医療機能の分化・連携に関すること
- (2) 医療・福祉の連携に関すること
- (3) その他構想の推進に関すること

(構成)

第3条 推進会議の構成員は、次に掲げる者の中から保健医療部長が選任する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 有識者
- (5) その他構想の実現にあたり、必要と認められる者

2 推進会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 座長は、推進会議を代表する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集し、主宰する。

2 座長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(地域保健医療・地域医療構想調整協議会への出席)

第6条 座長は、必要に応じて構成員に各区域に設置する地域保健医療・地域医療構想調整協議会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月17日から施行する。